



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
2月22日
第285号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	1
地方自治法に基づく指定管理者の指定(都市計画課).....	2
滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく指定区域の区域の変更(住宅課).....	2

○ 公 告

公共測量実施公告(監理課).....	3
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	3
随意契約の相手方決定の公告(教育総務課).....	3

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部).....	4
---	---

○ 人事委員会告示

※職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正.....	4
※職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正.....	4

告 示

滋賀県告示第65号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支

援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ひなつ薬局	彦根市日夏町670-1	薬局	豊田 彩 織	令和4.2.1

滋賀県告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。)
- 2 指定管理者 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 びわこ文化公園ゆうゆうパートナーズ 代表者 西武造園株式会社 代表取締役 大嶋聡
- 3 指定の日 令和3年12月21日
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

滋賀県告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森に限る。)
- 2 指定管理者 守山市守山一丁目8番7号 みらいもりやま21ビオトープ協議会 代表者 株式会社みらいもりやま21ビオトープ協議会 代表取締役社長 鶴飼重樹
- 3 指定の日 令和3年12月21日
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

滋賀県告示第69号

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年滋賀県条例第50号)第2条第1項の指定区域の区域を令和4年2月8日に次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

町 名	区 域 の 名 称	区 域 の 位 置
日野町	野出	大字野出の一部
	北脇	大字北脇の一部
	中在寺	大字中在寺の一部
	安部居	大字安部居の一部
	佐久良	大字佐久良の一部
	湖南サンライズ	大字山本、大字石原および大字中在寺の各一部
	石原・増田・小谷	大字石原、大字増田および大字小谷の各一部
	別所	大字別所の一部
	清田	大字清田の一部
	寺尻	大字寺尻の一部
	リバーサイドヒル椿野台	大字小井口、大字大窪および大字村井の各一部
	リバーサイドヒルさつき台	大字小井口および大字村井の各一部
	仁本木	大字仁本木の一部
	音羽・北畑	大字音羽および北畑の各一部

	松尾1区	大字松尾の一部
竜王町	松陽台	大字鏡の一部
	鏡	大字鏡の一部
	山面	大字山面の一部
	西横関	大字西横関の一部
	西川	大字西川の一部
	松が丘	大字松が丘の一部
	岡屋	大字岡屋の一部
	山中	大字山中の一部
多賀町	中川原	大字中川原の一部
	月之木	大字月之木の一部
	一円	大字一円の一部
	八重練	大字八重練の一部
	四手	大字四手の一部
	敏満寺	大字敏満寺の一部
	尼子	大字多賀の一部

注1 区域は、区域図表示のとおりとする。

2 区域図は、省略し、滋賀県土木交通部住宅課、東近江土木事務所および湖東土木事務所ならびに各町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業の地域 高島市安曇川町横江浜、安曇川町四津川、安曇川町横江、安曇川町下小川、安曇川町上小川、安曇川町西万木、安曇川町三尾里
- 3 作業の期間 令和4年2月14日から令和4年7月21日まで

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年2月22日に変更した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

- 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 教育用校内ネットワーク無線アクセスポイント取替・新規設置作業 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年12月15日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社大塚商会・アライドテレシス株式会社業務共同企業体 草津市大路一丁目15番5号
- 5 随意契約に係る契約金額 47,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年2月22日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
合同会社まんぼう	栗東市目川877番地1	ヘルパーステーションまんぼう	栗東市目川877番地1	同行援護	2511200236	令和4.2.1

人事委員会告示

滋賀県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する規則の実施細則(昭和30年滋賀県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年2月22日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

別表中「医学物理士の職」を「医学物理士の職
公認心理師の職」に改める。

付 則

この告示は、令和4年2月22日から施行する。

滋賀県人事委員会告示第2号

平成19年滋賀県人事委員会告示第2号(職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任)の一部を次のように改正し、令和4年2月22日から施行する。

令和4年2月22日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

第2項第1号イ(※)の次に次のように加える。

(イ) 公認心理師の職